

(7-7) 带状疱疹ワクチン接種費用補助券（任意予防接種）交付申請書

四日市市長 様

下記のとおり带状疱疹ワクチン接種費用補助券(任意予防接種)に係る費用補助券の申請をします。なお、申請内容について、必要に応じて市が保有する予防接種台帳や住民登録情報を閲覧すること、及び医療機関に問い合わせることに同意します。

※下記事項をご確認のうえ、申請してください。

- ①四日市市に住民登録があり、接種当日に50歳以上であること
- ②今年度の定期予防接種の対象者ではないこと
- ③ワクチンの種類や事業の内容を確認すること

◆ 太枠内をすべて記入

※不活化ワクチン2回目の補助のみ申請の場合チェック

(フリガナ)											
名 前											
生年月日	T・S	年	月	日	年齢	歳					
住 所	〒	5	1	-	※アパート名・マンション名・部屋番号までご記入ください。						
	四日市市										
電話番号	0	5	9	-	3	-					
携帯電話	0	-									

個人情報の利用にあたって、個人情報の保護に関する法律やその他関係法令に基づき、適正に取り扱いたします。

<下記を必ずお読みください>

令和7年4月から開始された、国の制度による定期予防接種と、この補助事業は生涯にどちらか一方しか利用できませんので、ご注意ください。

例)四日市市带状疱疹ワクチン接種費用補助を利用して带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン2回あるいは生ワクチン1回)の接種が完了した人は、定期予防接種の対象の年齢となっても事業を使って予防接種を受けることはできません。(受ける場合は全額自己負担)

带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種方法や回数、補助額に違いがあります。接種前に医師と必ずよく相談の上、いずれか一方をお選びください。

補助券に記載のある有効期限をご確認いただき、期間内に接種してください。有効期限を過ぎた補助券は利用できません。

ワクチンの種類	回数	1回の補助額	2回目接種について(注意点)
生ワクチン(ビケン)	1回	上限4,000円	
不活化ワクチン(シングリックス)	上限2回	上限10,000円	2回目は、1回目接種から原則2カ月以上6カ月以内に接種する必要があります。 2回の接種を完了するには、1回目を令和9年1月までに接種する必要があります。

送付先: 四日市市役所 健康づくり課
 〒510-8601 四日市市諏訪町1-5
 FAX: (059) 353-6385

お問い合わせ: 四日市市成人予防接種専用ダイヤル (059) 340-3350

受付印

接種履歴無し